

日高村は子育てを応援します。

子育て世帯の方を対象に、

日高村で住居購入後、

家屋に対する

固定資産税相当額を

5年間補助します。

※申請が必要です。



住宅を購入したら、

「光輝く子育て応援金」

【光輝く子育て応援金について】

◆対象者：以下の条件をすべて満たす方

1. 日高村内に住宅を新築または購入した方
2. 居住開始日に義務教育終了までの子どもを養育している方、もしくは居住開始日以降に子どもを出生した方
3. 居住開始日から引き続き10年以上日高村に住み続ける意志のある方
4. 家屋が交付期間の対象であり(下記参照)、その家に住んでいる
5. 住宅の名義が申請者である(共有名義も可)
6. 増築や建て替えではない

◆応援金の金額と交付期間

- ・金額：家屋に対する固定資産税相当額
- ・交付期間：固定資産税が課税されることとなった次年度から5年間
※期間をさかのぼって請求はできません。

【申請から交付まで】

1年目	①購入：住宅を購入 ②申請：「光輝く子育て応援金申請書」を役場企画課へ提出。
2年目	③固定資産税を支払う ・1月1日時点の所有者に固定資産税が課税されます。 ・4月頃、固定資産税納付書が届きます。 ・納付期限内にお支払いください。 ・納付状況に滞納がある場合は補助の対象となりませんのでご注意ください。
3年目	④請求書を役場企画課へ提出 ・5月頃、役場企画課から交付決定通知・請求書が届きます。 ・2年目に支払った家屋に係る固定資産税分の請求書です。 ・届いた請求書に必要な事項を記入して企画課へ提出。 ⑤口座へ応援金交付 ・申請時にご指定いただいた口座へ振り込まれます。(月末)

【交付の流れ】

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	...
住宅を購入	1回目 固定資産税 支払い	2回目 固定資産税 支払い	3回目 固定資産税 支払い	4回目 固定資産税 支払い	5回目 固定資産税 支払い	6回目 固定資産税 支払い	7回目 固定資産税 支払い	...
申請書提出		1回目 補助請求・ 応援金交付	2回目 補助請求・ 応援金交付	3回目 補助請求・ 応援金交付	4回目 補助請求・ 応援金交付	5回目 補助請求・ 応援金交付		対象外

【お問い合わせ】日高村役場 企画課 電話: 0889-24-5126